

## 【附属機関名称】会議概要

会 議 名	足立区成年後見制度審査会（令和2年度第2回）
事 務 局	足立区 福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課 権利擁護推進係
開催年月日	令和3年 3月30日（火）
開催時間	10時00分 開会 ～ 12時01分 閉会
開催場所	南館8階庁議室
出席者	<p>（委員） 八杖会長、矢頭副会長、大輪委員、高木委員</p> <p>（事務局） 高齢福祉課：渡邊高齢福祉課長、高橋権利擁護推進係長、 渡辺高齢援護係長 障がい福祉課：日吉援護担当課長、二見障がい施策推進担当係長 小川虐待防止・権利擁護担当係長 西部福祉課：高野西部福祉課長 生活保護指導課：北村適正化推進係長 中央本町地域・保健総合支援課：田口精神保健担当係長 足立区社会福祉協議会：佐藤福祉事業部長、和田地域福祉部長、 中村権利擁護センターあだち課長</p>
欠席者	<p>（事務局） 福祉管理課：秦福祉管理課長 障がい福祉センター：江連障がい福祉センター所長 中央本町地域・保健総合支援課：西山中央本町地域・保健総合支援課長</p>
会議次第	別紙のとおり
資 料	
そ の 他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

○渡邊高齢福祉課長

定刻になりましたので、ただいまから令和2年度第2回足立区成年後見制度審査会を開会いたします。

審議に先立ちまして、資料を確認したいと存じます。本日、席上に配付した資料は7点でございます。まず、1点目がA4・1枚の委員会次第、同じくA4・1枚の委員会名簿、同じくA4・1枚の席次表、同じくA4・1枚の条例、次に左肩がホチキス留めになっております表題が議事資料、こちらが34ページまでのものが1点。次に、左肩ホチキス留めになっております計画資料、こちらは54ページになります。これが1点。最後に、同じく左肩ホチキス留めになっております個別案件資料、以上7点でございます。

不足している資料がありましたら、事務局がお持ちいたします。よろしいでしょうか。

次に、本日の出席委員数を報告いたします。委員定数4名のところ、出席委員数4名でございますので、条例第6条第2項に基づき、本日の審査会が成立していることを御報告いたします。

また、議事録作成のため、本日の審議については録音させていただきたいと存じます。御了承ください。発言の際には、最初に名前を述べてから発言をお願いしたいと存じます。御協力をお願いします。

これ以降の進行につきましては、八杖会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○八杖会長

皆さん、おはようございます。コロナで大変な状況が続いておりますが、現場の皆さんは特に大変と思っておりますけれど、

このような形で最後に審査会、今年度皆さんで集まることができて大変よかったと思っております。

では、進めたいと思いますが、最初に本日の議事録の署名人を指名したいと思います。本日の議事録署名人としまして、矢頭委員と大輪委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○矢頭副会長

はい、承知しました。

○八杖会長

それでは、次第に従いまして議事を進めます。

最初に第1、令和2年度成年後見制度利用促進事業実施報告について、事務局に説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○高橋権利擁護推進係長

高齢福祉課権利擁護推進係高橋から、概要の説明をさせていただきます。

議事資料1ページをご覧ください。この資料は、今年度第1回目の制度審査会でも提示させていただいたものです。平成29年に国が促進計画を策定し、それを受けて、区が令和3年度を目途に取組むスケジュールを定めたものです。令和2年度は左から2番目のラインです。区は、中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築に向けて体制整備を進めてきたところ です。

中核機関の設置に当たりましては、具体的なポイントを4点、一番左側にギリシャ数字IからIVで掲載しておりますが、Iの広報・啓発の向上、また一番下、IVの後見人への支援の2つにポイントを絞り、両機能の底上げを図って中核機関設置に結びつける方向で、今年度事業に取り組んできたところです。

続けて、資料の2ページをご覧ください。こちらは年度当初に立てました今年度の利用促

進計画です。残念ながら、4月から夏頃までは新型コロナウイルス感染拡大に伴い、予定しておりましたケアマネジャー向けの制度研修等は中止いたしました。

本日は、10月9日の第1回目の制度審査会開催以降に実施しました事業、具体的には12月実施の行政職員向けの研修、1月実施の小規模講座の実施報告をさせていただきます。私から概要説明は以上です。

### ○八杖会長

ありがとうございます。今、ご報告をいただきましたが、委員の皆さんから、あるいは今日ご参集の皆さんからご質問やご意見があったら、お願いしたいと思います。

まず、ご質問のある方、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ないということのようですから、では続けて、個別にご報告いただいて、その後またご質問等あったらお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

### ○中村権利擁護センターあだち課長

権利擁護センターあだち、中村です。取組の事業について報告をさせていただきます。

1点目が、令和2年度相談窓口職員向けの成年後見制度研修、こちらは令和2年12月25日にこちらの足立区役所庁舎ホールのほうで実施をされました。

テーマといたしましては、成年後見制度に関する基礎知識としまして、講師にはたけうち法律事務所の弁護士竹内奈津子先生をお願いをしました。

対象といたしましては、区の職員、包括支援センターの職員、私ども足立区社会福祉協議会の職員を対象として実施をいたしましたところ、71名の方に参加をいただいております。一番多いところでは、地域包括支援センターの職員が33名、福祉部

から26名、その他環境部、区民の声、衛生部、区民部、都市建設部から数名ずつ参加をいただいて、皆さんで71名ということになっております。

内容につきましては、研修の内容の理解度、進行・時間配分、講師の先生、資料の内容につきまして、おおむね普通以上の感想をいただいております。

本研修の受講のきっかけにつきましては、「成年後見制度の概要について知る必要があったから」「業務の中でお客様へ制度の説明をする場面があるから」「業務の中で成年後見人さん等に対応する場面があるから」「制度につなげたほうがいいと感じるお客様がいらっしゃるから」といったところが多くの意見として挙げられております。

この研修を受けた結果、お客様に対して制度を案内したり、相談機関につなげることができるかという質問に対しては、59名の方が「できる」というふうに回答をいただいております。

個別の感想といたしましては、「成年後見制度についての理解がよくなりました」ということ、あとは「費用がどのぐらいかかるかということも分かりました」。また、「任意後見と法定後見の違いについても理解できた」ですとか、ケースワーカーの方は、「受給をされている方で制度につなげる必要がある方について、どのようにお話をしていけばいいか分かった」という意見もいただいております。「資料についてもとても分かりやすく、事例もたくさん掲載されていて、大変充実した研修でした」という意見をいただいております。

マイナスのお話としては、「事例に沿ってどういうふうに支援をしていけばいいのか、具体的な活用方法をもう少し教えてほ

しかった」ですとか、「資料は文字が多くてなかなか理解がしづらかった」ですとか、「資料を読み上げるだけでなく、もうちょっと具体的な例を挙げてほしかった」という意見も挙がってきております。こういったところも踏まえて、来年度以降の研修をまた組み立てていきたいというふうに考えております。

2点目は、親族のための成年後見制度、個別相談会の報告になります。こちらは令和3年1月20日千住庁舎、私ども権利擁護センターあだちの入っている建物で実施をされております。ページ数は24ページになります。

参加の人数は12組ということになっております。こちらのほう、本来でしたら、司法書士の先生の基調講演を交えての相談会だったんですけども、残念ながら緊急事態宣言の中で、基調講演は行わずに、個別相談だけを行うような形となりました。本来ですと、この基調講演の中で、親族後見をやっている区民の方をお招きして、司法書士の先生と一緒に話をいただく予定だったんですけども、今回は残念ながらそちらの実施はできませんでした。親族後見をやっている方からは、またこういった機会があれば、ぜひ声をかけてくださいという前向きなお声をいただいておりますので、来年度以降ぜひ実施していきたいというふうに考えております。

こちらの相談会については、「どこで知りましたか」ということについては、参加の12組中12件が「区の広報で知りました」ということでした。感想といたしましては、「とてもよかった」「よかった」ということで、ほぼ全ての方が満足いただけたような内容になっております。

感想といたしましては、「申立てのタイ

ミング、相談のタイミング、どのようなタイミングで申し立てたらいいか、相談したらいいかというタイミングが分かりました」という意見ですとか、「後見人の活動についてしっかり理解できました」「丁寧に教えていただき安心できました」という感想をいただいております。また、「こういった講座があった場合に、再度参加してみたいか」という質問に対しては、10名の方が「参加したい」ということで意見いただいております。

私のほうからは以上です。

#### ○高橋権利擁護推進係長

続けて、田口係長と、中止にはなりましたが、小川係長のほうから報告をお願いします。

#### ○田口精神保健担当係長

足立保健所中央本町地域・保健総合支援課推進保健係田口です。私のほうからは、精神障がい関係者・当事者向けの小規模講座の報告をいたします。資料の29ページになります。

今年度は、1月に行政職員の保健師向けに制度の概要と手続に関しての具体的な研修を計画していましたが、コロナ感染症発生がピークになり、保健師がコロナの業務に従事するということと、研修を多数集まってしまうことが難しくなりました。1月18日の小規模講座は中心になりました。

その下、29ページの真ん中の①②というところですけども、こちらは当事者向けの地域活動支援センターふれんどりいでの小規模講座です。これは、ふれんどりいの中に自立支援センターWIZとZIPという通所施設がありますが、その通所者と職員向けに開催した小規模講座です。1月29日は8人、2月5日は9人と少なかったんですけども、とても前向きに皆さ

ん質問もいただいて、制度を知ることができてよかったという感想もいただいております。

一番下、2月17日に、これは区民の方で、ふれんどりい利用者者向けに開催したものです。こちらのほうは9人と定員を定めて開催をしたところですが、感想としてはとても前向きに肯定的に、窓口が知られてよかったという感想もたくさんいただいております。

この9人定員を上回り、キャンセル待ちをしたいという方もいらっしゃったり、御家族からこの講座に対して問合せがあったり、成年後見に関して知りたいというご希望が強いのかと思われました。

来年度も当事者向け、職員向けに成年後見の小規模講座を進めていきたいと思っております。

以上です。

#### ○小川虐待防止・権利擁護担当係長

障がい福祉課の小川でございます。

知的障がいの講座に関しては、実は全部中止になってしまったというのが結果としてございます。2ページのところに今年度の実施報告についてというのがありますが、今年の1月に2本、2月に1本という形で予定をしていましたが、身体障がい者施設向けの小規模講座、これは主に法人の管理職の方向けのものだったんですが、緊急事態宣言を受けて中止になりました。

知的障がいの支援者向けで、こちらはどちらかという、実務的なものも含めてグループワークなどもしながらなんて思っていたんですが、会場と考えていた施設でその数日前というか、その前週にコロナの感染者が出たみたいなこともありまして、これも断念いたしました。

庁内の研修がなかなかできない状況の中

で、さすがに2月の職員向けも集まってやるというのは難しいということで、中止になりました。来年度こそは、夏ぐらいに頑張りたいなというふうに思っています。内容的には、同じような形で進めたいと考えています。

以上でございます。

#### ○八杖会長

ご報告は以上ということで皆さんよろしいですか。

では、順番に見ていきたいと思いますが、まず行政職員向け研修、この点について質問や意見等ありましたらお願いします、いかがでしょうか。委員の皆さん。

では、すみません、私のほうから先に質問だけさせていただきたいんですが。

この参加者ですが、これは毎年この研修を実施されていると思います。何回も受けている方もいらっしゃれば、初めての方もいらっしゃる。これはどんな参加の呼びかけというか、要件というか、その点について少し教えていただきたいと思えます。

#### ○中村権利擁護センターあだち課長

私どものほうの窓口職員向け研修につきましては、特段、重複した研修とか重複した受講を妨げるものではないんですけれども、例年、広報した翌日には、ファクスで定員を上回るような受講希望があったりしたもので、部署ごとに人数制限は設けさせていただく場合はあるんですけれども、重複しての受講かどうか。すみません、確認を取っていないんですが、そういった方も中にはいらっしゃると思います。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。先ほど評価のところ、事例があった方がよかったとか、レベルに応じたというか、よく分かっている

る方々はもっと応用的なものを欲していらっしゃるようにも思いましたし、まだまだ最初、初めてという方には基本的なところから必要というふうに思いましたので、かなりこれも長いですね、10年ぐらい続けてきていると思いますので、内容であるとか、方法とか見直すことができたなら、よりよくなるのではないのかなと思いました。ありがとうございます。

ほか、行政職員向けの研修について、ご意見等あったらお願いしたいと思えますけど、いかがでしょうか。

大輪委員、お願いします。

#### ○大輪委員

ありがとうございます。今、先生がおっしゃったとおり、12月25日の開催時期ですが、ちょうど10月の末に意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインというのが出ていまして、そこでは意思決定の在り方というものがとてもしっかりと、プロセスから踏まえていくということが記載されています。

そういう意味では、まさに後見人だけではなくて、支援関係者がそのことを知って共通認識にするということがとても重要な内容になっていますので、バージョンアップをするときにはそういったものもぜひ取り入れていただければと思います。よろしくお願いたします。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。今、こういった主に行政職員向けで、国も意思決定支援の研修をしていて、私も参加しました。行政職員の方とか、包括の方とか、そういった方々もたくさん参加をいただいていますので、そういったほうにも目を向けていく必要があるのかなと思います。

ですから、行政職員向け研修というのを

どうしていったらいいのかというのを、漠然と進めるよりは、どのようにバージョンアップしていったらいいのか、今後、一度しっかり検討してみたらどうかなと思います。

矢頭委員、お願いします。

#### ○矢頭副会長

矢頭です。今の意見を踏まえまして、行政職員向けの研修の行く先というか、方向性は庁内連携が確実に実施されることが一つの目的かなと思うんですけども、参加されている方々、福祉部とかそういったところは我々にとってはなじみがあるんですが、環境部とか衛生部、区民部は大体分かると思うんですけど、都市建設部とか我々にとってはどういうお仕事されているかあまり分からないので。

そうすると成年後見制度との接点がどういったところになっているか分からないところではあるんですけども、結局はこういった窓口に接する職員の方々が対象となるのではないかなという対象の方々がいらした時に、それが適切にこれから設置される中核機関につながるというところを目指してやっていく必要があるかなと。

そうした時には、そういった意識を持って対象者の方に接していただくところも重要かと思えますので、成年後見制度の知識を今回備えていただくということで、第一歩としてあると思うんですが、今後の積み重ねの方向性としては、有機的に庁内連携ができるような体制をどう構築していくかという意識を持って、今後の方向性を構築されたいかがかなと思いました。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。今の矢頭委員の意見にも関連しますが、各部署の皆さんが成年後見制度に接するというのがどんな

場合なのかというのを何となく知りたいな  
と思いましたね。

例えば都市建設部の方が、どういった場  
面に関わったりするのか、ヒアリングなの  
かアンケートなのか分かりませんが、そ  
ういうのが分かると、講師のほうも話とか  
を組立てやすくなると思いますし、ニーズ  
に合った話をできるのではないかなと思っ  
たところです。

今までのところでありますか。意見な  
ど。

### ○高橋権利擁護推進係長

権利擁護推進係の高橋から、1点補足させ  
ていただきます。今回、研修を実施するに当  
たりまして、まずターゲットにつきましては、  
本来、行政職員と包括支援センター職員では  
支援の切り口が異なりますので、本来は研修  
を別々に実施したかったのですが、コロナウ  
イルスの感染拡大で年度当初の研修実施を  
見合せたため、今回抱き合わせて実施させて  
いただいたところでございます。

また、行政職員向けの研修につきましても、  
申込みを受ける際に、事前の質問事項を募っ  
ております。その回答としましては、成年後  
見制度の概要を知りたいという意見が大半  
で、あまり具体的な意見は寄せられなかつた  
ところでございます。

今回、先生方にいただいたご意見なども踏  
まえながら、ターゲットですとか切り口につ  
きましては、来年度以降の事業計画の検討の  
際に参考にさせていただこうと思います。

私からは以上です。

### ○八杖会長

よろしく申し上げます。

### ○渡邊高齢福祉課長

高齢福祉課長です。庁内の各所管で担当  
している業務について若干補足させていた  
だきます。

例えば、先ほどお尋ねのあった環境部に  
ついては今、ごみ屋敷問題などがございま  
して、判断能力の低下した方のお屋敷につ  
いて、いろいろ問題が生じる可能性があります。

また、当然のことながら環境部は通常  
のごみの収集もやっていますので、その一環  
として、ごみ屋敷になる手前で何とかなる  
ということも出てくる可能性もあります。

ご案内のようにSDGsの関係で、庁内  
の各課に今、取組を進めるために、いろい  
ろ紹介ですとか働きかけているところ  
です、その一環として動きが出てくる可  
能性もございます。

それから、都市建設部につきましては、  
今、高齢者の住まいについて、居住支援部  
会が立ち上がっております。福祉部は地域  
包括ケア推進課、都市建設部は住宅課、両  
課が連携し、不動産業界の方にもいろい  
ろご協力いただき、先日も会議を開催しま  
した、かなり前向きに今取り組んでいる  
ところでございます。

高齢者の中では単身の高齢者が最も大変  
ですけど、さらに認知症等で判断能力が低  
下してきているのであれば、可能性として  
あり得ますので、そういったことも視野に  
入れながら、いろいろ関係があると思われ  
る部署には声をかけていきたいと考えてい  
るところでございます。

### ○八杖会長

ありがとうございます。大変よく分かり  
ました。私たちの見えてないところできち  
んとニーズ等を把握されながら進められて  
いるということもよく分かりましたので、  
今日の意見も踏まえていただいて、よりよ  
い研修になるよう御尽力いただきたいと思います。

ほか、行政職員向けの研修はよろしいで

すか。

では続きまして、精神の当事者向け、関係者向けの小規模講座について、ご意見、ご質問等ありましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

これも私のほうから先に質問等させていただきますけれど、保健師さんということで、コロナの問題で大変な状況だということとは理解いたしました。おそらくコロナは令和3年度も、4年度もしばらく長期に続くと思われま。

そうなりますと、大変だから研修ができないとか、そういったことになるのはどこかで考えていかなければいけない問題とされているのですが、そういったコロナ時代でも持続的にやっていける研修や講座のようなことは検討いただいているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

#### ○田口精神保健担当係長

ご意見ありがとうございます。中央町本町地域・保健総合支援課田口です。

今年度中止になった時点で、来年度に向けてどうするべきかというところは、やり方を検討しなければいけないなと思っっているんですけど。具体的にどんな形、例えばDVDだったり、そういうリモートみたいなことを実際にどういうふうにするのかというのは、まだ具体的には決定していません。

例えば今の形だと、少人数に絞って分割で行うなど検討していきたいと思っいます。

全く無しということではなく、今コロナが少し落ち着いたところですので、今考える時期かなと思っっております。ありがとうございます。

#### ○八杖会長

ほかいかがでしょうか。

矢頭委員、お願ひします。

#### ○矢頭副会長

矢頭です。今の件につきまして、例えばウェブとか、オンデマンド研修という方法は検討されていますでしょうか。

専門職はそういったやり方で今研修をやっているんですけども、少しお金がかかるのですが、しかし研修を止めるわけにもいかないの、皆さんやっているとすけども、その辺りいかがでしょうか。

#### ○高橋権利擁護推進係長

権利擁護推進係の高橋から、現在検討している状況について報告させていただきます。

今年度開催を見合わせたのですが、過去2年ケアマネジャー向けの研修を実施しております。200名ほど入る会場での実施なんですが、例年参加申込みが300名ぐらいになって、お断りをしたりしている状況なんです。来年度もニーズが高いもの、400人定員の庁舎ホールを会場に、一度参集の研修を開催したいと考えているのですが、感染症対策をしながらです、参加の人数を少し絞る必要がございます。なので、参加できない方につきましては、研修の状況を撮影しまして、後日、ウェブ配信をするという方向で、今、現場の権利擁護センターと来年度事業についての話を進めているという状況です。

以上です。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。横断的に、精神の当事者向けということだけではなくて、全体的にも進めていってほしいということですね。ぜひ期待したいと思います。

また、コロナで後見人の活動もかなり制限されていて、後見人は皆さん悩みながら対応しているという現状がございます。そのために、コロナでどんな活動しているの



かといった研修、皆さんの悩みを持ってきて意見交換等するという取組も様々な自治体で今行われているところですので、そういったニーズも今の研修の中に、コロナ時代で引き上げていただけると大変よいのではないかと思います。

ほか、いかがでしょうか。大輪委員、お願いします。

#### ○大輪委員

精神だけではないんですけれども、厚労省の成年後見利用促進室というところからニュースレターが発行されています。それには、例えばPCRとかワクチンの導入について、どのような対応が後見人に求められるか、そして関係者に求められるかなどのきちんとした指針のようなものが示されています。

そういった情報提供を関係者にされるという方法もあるのではないかと考えます。ご検討いただければと思います。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。このニュースレターは自治体の職員向けにほとんどつくられているようなものだと思うんですが、皆さん読んでいただいているのでしょうか。その点はいかがですか。

#### ○高橋権利擁護推進係長

権利擁護推進係の高橋です。ニュースレターにつきましては、毎回拝読させていただいております。ただ、情報に応じて庁内の関係部署に配信をしたりですとか、全庁広く配信されている状況ではございませんので、私どもの部署を起点として、今後も引き続きワクチン接種への対応等の必要な情報につきましては、庁内関係所管と情報共有して参りたいと考えております。

以上です。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。たしか庁内の推進会議というのがありましたね。その配付資料にさせていただいてもいいかもしれませんね。今、貴重な意見をいただきました。

ちなみに、少し脱線しますが、今の話でワクチンの話が出ましたけれど、この点はワクチンの接種票、これを後見人が下さいと言った場合にももらえるのかどうかというのが、結構、問題になっていたりもするんですけれど、そういった準備の方法や後見人のワクチン接種における役割について、先ほどのニュースレターで特集が組まれQ&Aに載っていたりしていたように思いますので、全庁的に情報を共有するような取組をしていただけるといいのかなと思いました。

もう一つ、今回、知的の当事者の皆さん向けの研修、講座についてのご報告がありまして、これもコロナで難しかったというお話がありました。それに関連しまして、もし委員の皆さんのほうからご意見、ご質問等があったらお願いしたいと思いますけれど、いかがでしょうか。

今までの話と大体共通するような内容ですかね。精神の当事者の方あるいは知的の方の場合には、コロナがあるとオンライン研修も事実上難しいという声が各地で上がってきて、みんなでどうしていこうかという検討であるとか、取組であるとか、そういうのが行われていると聞いておりますので、足立区だけにとどまるのではなくて、ほかの自治体でどんな研修とか、どういう方法でやっているのか、情報収集とか意見交換をしていただくと、もしかしたらいいやり方が浮かんでくるのではないかと思います。

では、個別の報告をいただきましたの

で、質疑も終わりましたので、議題の1つ目は以上とさせていただきます。よろしいですか。

では、本件の質疑は以上としまして、次に移らせていただきます。第2、区における成年後見制度利用促進の取り組みについて、事務局のほうで説明をお願いします。

### ○高橋権利擁護推進係長

権利擁護推進係高橋から説明させていただきます。資料につきましては、議事資料の30ページをご覧ください。

こちら掲載していますが、令和3年度から今後向こう3年間予定しております区の利用促進の取組状況、スケジュールについての一覧となります。

令和3年度からですが、まず計画としまして、本日、別紙で計画の冊子を添付させていただいておりますけれども、高齢者、また障がい者の計画が策定・施行となります。地域連携ネットワークにつきましては、令和3年度より立ち上げという状況です。また、中核機関につきましても、区民支援部分を引き続き、権利擁護センターあだちに業務委託して設置する予定です。中核機関設置に当たり、これまでにプラスして取組む事業は下線を引いた部分です。

こちらの資料は、冒頭で説明させていただきました資料1ページの続きと捉えていただければと思います。令和3年度からは地域連携ネットワーク協議会が設置となりますので、委員に御関与いただき、より区民に届く広報の充実に取り組みたいと考えております。

また、アセスメント支援の充実につきましては、今年度から弁護士相談を権利擁護センターで実施しておりますが、新たに地域連携ネットワークに御参画の司法書士の先生に御参画いただき司法書士相談会を実施した

と考えております。

続けて、最後になりますが、後見人の支援の底上げについてです。主にこちらは親族後見人が対象となりますが、申立て支援を行った区民に対し、申し立て後も引き続き中核機関が相談窓口になっていくことの周知を行い、家庭裁判所への報告や資料の作成への支援、後見活動への助言や、後見人の不安を解消するためのニュースレターの発行などにつきましても、具体的に取り組んで参りたいと考えております。

また、資料右側に計画掲載の関連事業・目標値を掲げております。こちらの目標値は、別冊、計画の資料の中に盛り込んでいる数値ですが、この事業を実施する先のゴール目標として立てております。①の相談受付事業、こちらは中核機関において成年後見制度や権利擁護支援について受けた相談件数で、令和2年度見込みから5年度までの目標値を記載しているものです。令和5年度目標値は1,800件。今年度末の見込みは約1,600件となっております。

また、②は制度の区民周知、認知度向上を図ろうというものです。令和5年度の区民認知度62%を目標としております。こちらは2年に1回実施の区政モニターアンケートの調査項目に引き続き入れ込み、周知度、認知度を確認して参ります。

以下は記載のとおりで、また今年度末の数値が見込めるものにつきましては、例えば③の区長申立て件数ですとか、今年度の末見込み件数75件というふうに入れ込んで記載させていただいております。

続けて、資料31ページをご覧ください。こちらは令和3年度設置予定の地域連携ネットワーク協議会についての現段階での取組実施状況です。

まず、連携ネットワークの構築目標としまし

て、認知症や知的・精神障がいなどによって判断能力が不十分な方への意思決定支援、また成年後見制度をはじめとする、その方にふさわしい権利擁護支援を行うこととその支援体制を構築することを目的として、令和3年度に設置しようと考えているものです。

この設置目的につきましては、今年度実施の検討協議会の中で、委員の先生方からも、この目的をきちんと皆で共有することが大切とのご認識とご意見を頂戴し、検討を重ねて定めたものです。

次のページから要綱を添付しております。設置目的に、今ご説明の目的文言を載せております。

令和3年度からは、これまでの検討協議会委員の地区三専門職団体、弁護士会、司法書士会、社会福祉士の先生方に加え、一覧表の4に記載のとおり、医師会、福祉関係者、金融機関、消費者センター、行政書士会等にも御参画いただく予定です。

令和3年度は立ち上げ期として、顔の見える関係づくり、連携づくりから始め、現状の課題と目的の共有を図り、その上で今後の利用促進に当たって何が必要なのか、その課題解決に歩を進めてまいりたいと考えております。三専門職団体の先生方との間で育んできた顔の見える関係を大切に、徐々に場を温めながら、その中で課題の共有と目的設定、またそれに向けた推進を行っていききたいと考えております。

続けて、資料3 2ページをご覧ください。

(3) 部会設置(案)・イメージ図です。

まず、令和3年度に協議会を設置しますけれども、大体年に二、三回程度の実施となりますと、こういった構成メンバーが多くいらっしゃる中では、挨拶ですとか、顔合わせに終始してしまうという嫌いもございます。これにつきましては、今年度実施させていただ

きました検討協議会の委員の先生からも意見をいただきまして、部会を立ち上げてみてはどうかということで検討しております。

3つの部会案を提示させていただいておりますけれども、検討協議会の先生からも、まずは一つ、広報都会から立ち上げてみて、そこからスタートしてみるのもいいのではないかとということで、ご意見をいただいているところです。

また、案として提示しました後見人支援部会、相談支援部会につきましては、後見人として活動する区民を支援するというイメージです。医療同意等、後見人として活動する上で、金融機関の窓口等で対応に苦慮される点の支援等。一方の相談支援部会では、後見人支援で得られた課題を想定した予防啓発的な支援等。一体的な支援部会としての立ち上げも、来年度協議会の中で具体的に進めていく予定です。現状の案としましては以上です。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。それでは、今説明いただいたものについて、また委員の皆様から質問や意見を伺ってまいりたいと思いますが、まず令和3年度以降の取組スケジュールのところですか、非常に分かりやすくご説明いただきありがとうございます。4月から、中核機関が設置で動き出すということでよろしかったでしょうか。

#### ○高橋権利擁護推進係長

そうです。

#### ○八杖会長

それから、地域連携ネットワーク協議会、これも4月から正式に動き出すということでもよろしかったですね。

それから先ほど説明いただいた中では、司法書士の相談を始めるということと、親族後見人対象の様々な施策を新しくという

か、継続して発展させる形で進めていくという説明であったかと思えます。

皆さん今のようなスケジュールですが、ご意見、ご質問等あったらお願いしたいと思えますけど、いかがでしょうか。

#### ○高野西部福祉課長

西部福祉課高野ですけれども、地域連携ネットワーク協議会、委員名簿10名ということで立ち上げの予定をされているようですけれども、その中で部会を3つほど立ち上げていく計画でいますけれども、この人数の中でやっていくんでしょうか、それともまたプラスアルファでメンバーが加わる予定なんでしょうか。

#### ○高橋権利擁護推進係長

権利擁護推進係の高橋です。こちらの部会の設置につきましては、現段階ではイメージですので、まだ立ち上げが決定したわけではないのですが、他の自治体の例を参考にさせていただくと、全ての団体が参画ではなく、一部のコアメンバーと事務局による構成をイメージしております。

#### ○高野西部福祉課長

分かりました。ありがとうございます。人数がいたほうがいいのかと思います。

#### ○八杖会長

お願いします。

#### ○渡邊高齢福祉課長

高齢福祉課長です。実は要綱の制定にあたり所掌事務や組織の検討はしましたが、協議会に部会を設けることについては想定しておらず、検討しませんでした。

だから、例えば、今後部会を設ける場合には、区が行う業務ですから当然部会設置の根拠は何かということから始めなければいけないと思います。

協議会の要綱はこのままとし、平塚市の

ように計画策定にあたりもろもろ課題を整理していくために、別に要綱を定め部会を立ち上げるとか。

部会を設置するためには根拠法令をどうするか、何らかの工夫が必要と考えます。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。地域連携ネットワーク協議会のお話になりましたので、そこにテーマを絞ってご質問、ご意見いただきたいと思えますけれども、これは矢頭委員、検討協議会のほうに関与されていたんですか。

#### ○矢頭副会長

議論させていただいております。この協議会は、今の計画でいうと、各会の代表の方々がお集まりいただいて、この協議会を年2回行うということで、それはそれで重要なことなんですけれども、それによって基本計画にうたわれている目的が達成できるのか、開催をするだけで形骸化してしまうということも一部、まだやらない前から危惧されているところも他の自治体ではあるということも踏まえて、実質的に動いていくためには部会が必要なのではないかということで、こういった議論が出てきたということです。一つの母体として協議会がある、そこに10名という参加者がいらっしゃる中で、実質的な実行部隊としてこの部会が動いていくことを想定した形で議論したかなと思っております。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。大体何となくイメージは持てたかなと思えますけれども、今後進めていくうちにもっと活性化しなければいけないというのは当然議論になってくると思えますから、そのときに先ほど課長が言われたように、いろいろな方法を工夫していただいて、実際に動けるような形に

できるといいですね。

ほか、このネットワーク協議会の件で意見等があればお願いしたいと思っておりますけど、いかがですか。まずは矢頭委員、進めてみて、走りながら考えていくということもかなり重要ではないかなと思っておりますけど、いかがですか。

#### ○矢頭副会長

そうですね。多分これは各自治体でも取組がこれから開始されると思っておりますので、各自治体の実施状況も情報に入れながら、いいところは取り入れて、修正すべきところは徐々に修正していくというところで、小さくて産んで大きく育てていけばいいかなと思っております。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。実際にこの協議会を運営するのは中核機関ということになるかと思うんですけど、中核機関のほうでは自治体とあとは社協さん、何か一言ずつあればお願いしたいと思っておりますけど、心意気とかありましたら、いかがでしょうか。

まず、社協さん。

#### ○中村権利擁護センターあだち課長

権利擁護センターあだちの中村です。これまでネットワーク検討会に関わってきた方々、またさらに来年度からは多くの専門職の方に関わっていただけるということで、ぜひそういった方たちと連携して、よりよい協議会にしていきたいと考えております。

また、1点、補足よろしいでしょうか。弁護士の相談会ですけれども、来年度からは司法書士の先生にも加わっていただいているということですが、実はこちらは夏ぐらいから本来は始める予定だったんですけども、コロナの影響で12月に開催が伸びて

しまいました。一応2人の弁護士の先生に交代をお願いをして、毎回2件ということで先生にはお願いしているんですけど、これまで、12月から毎月予定していた2件より1件余分にご相談を受けていただくような形になっており、かなり区民の方からのニーズというのを感じているところで

す。来年度からは司法書士の先生にも相談会に加わっていただくんですけども、特に弁護士による相談会、司法書士による相談会ということで分けるのではなく、今回と同じように高齢者、障がい者のための法律相談ということであわせていただいて、相談の性質に合わせて、それぞれどちらの専門職にご相談を受けていただくかというのを交通整理していきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。そのようなことも中核機関としての役割かと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

私、ほかの自治体の協議会にも参加してはいますけれど、やはり議論が総花的になりがちだと思うんです。そういった意味ではテーマを少し絞って、何か地域ケア会議みたいなイメージを持ったりしますけれど、テーマを絞ってやったほうがちゃんとした議論になるのかなと思ひます。

ほかいかがですか。ネットワーク協議会の件は4月からいよいよ始まるということで、次回の審査会でのご報告を楽しみにしたいと思ひますので、関係の皆さんよろしくお願ひします。

30ページの令和3年度以降の計画等についてご説明がございましたが、ほかにご意

見やご質問はございますか。

では、私のほうから1点ですけれど、右側の欄に数値目標をいろいろ掲げていただいたかと思えますけれど、あとまた今日ご配付いただいた計画資料ということで、保健福祉計画のご説明いただいたかと思えますけれど、国が求めている各自治体における成年後見の基本計画との関係では、今回の計画や数値目標をどんなふうに捉えたらよろしいのか、その点についてご説明をいただけるとありがたいと思えますけれど、いかがでしょうか。

課長、よろしくお願ひします。

#### ○渡邊高齢福祉課長

高齢福祉課長です。数値目標をどのように捉えるかという点につきまして、少し話がずれてしまうかもしれませんが、来年度からの第8期の計画と現在の第7期の計画との違いをご説明させていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

#### ○八杖会長

お願ひします。

#### ○渡邊高齢福祉課長

別綴じの計画資料、8ページをご覧くださいいただけますでしょうか。高齢者保健福祉計画における前期の計画、現在の第7期の計画と第8期の計画の違いの対比表です。

右側のページ、第8期の体系図には、これまでご説明しておりますように、高齢者の心身の状態を3つに分けて、自立期、要支援・軽度期、中重度・終末期、さらにそれらを構成要素の点から、予防・生活支援、医療・介護、住まいの3つの観点で、18本の柱に分類しました。

これまでの計画は左側のページになります。第7期の構成は6本の柱で、当審査会に関連するのは、4番目の柱「高齢者の権利を守るしくみを充実します」です。

これが第8期ではどうなるかという、右側のページの一番右の列になります。

ご案内のように従前の計画ですと、独立した章立てがあり、その中で成年後見制度について述べているので、一貫した流れが見えやすい。

一方で、これは切り口の違ひでもありますが、現行の地域包括ケアシステムの18本の柱に合わせ、成年後見制度について記載していくと、心身の状態ごとに分かれてしまうので見づらいという課題がございます。

本日配付した資料の30ページにもいろいろな指標を載せておりますが、18の柱の中に散らばっていることがお分かりいただけると思ひます。

足立区の成年後見制度は全体としてどうなっているのか。足立区においては地域包括ケアシステムビジョンの観点から高齢者保健福祉計画を策定しているため、これとは別に計画をつくり、その中で成年後見制度について述べていく方法が一つあるかと思ひます。

あるいは、例えば、23区でいえば大田区のように、地域福祉計画の中で章立てをする方法、現在の第7期の計画のような章立てをするのであれば、成年後見制度の観点からは分かりやすいかと思ひます。

私の個人的な意見ですが、来年度いきなり計画をつくるのは大変な労力を要するので、まず実施方針を定め、その後の目標として計画をつくる手順を考えているところでございます。

先ほどの会長からのご質問に対し、ぴったりした答えとなっていないかもしれませんが、目標数値に関する意識として、当然のことながら足立区には基本計画があり、個々の事務事業の評価もあります。今回お

示した数字は、事務事業評価における、事業分析の観点からの数値と捉えていただければと思います。

本日は事務事業評価の資料をご用意していませんが、もし当区事務事業評価について、どのような観点で目標数値を分析しているのかとのご要望があれば、次回以降の審査会でご用意させていただきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。私の質問が明確でなかったところもあるんですけど、今回の足立区の第8期保健福祉計画と国が定めるべきとっている成年後見の基本計画との違いというか、関係というか、その点をお伺いしたかったので、ご回答はいただいたのかなと思っております。

そうすると、個別的なものをもし検討するということになりますと、次期という形なんですかね。

#### ○渡邊課長

まだ庁内で合意が取れてないので、何をどこまで私が話していいのかということはありませんが、足立区における真の課題は何なのかを分析し、その上でしっかりした計画を作っていくというのが、計画策定の基本的な手順であると考えております。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。今までの議論で、ほかの委員の先生方から聞いておきたいこととかありましたらお願いしたいと思っておりますけど、いかがですか。

中核機関の設置であるとか、地域連携ネットワークの構築であるとか、足立区では具体的な施策はどんどん進んでいっているので、そのような施策を進める前提として、皆の共通認識となる基本計画はあった

ほうがいいのかと思っておりますので、引き続き、ご検討をお願いしたいと思っております。

ほかいかがでしょうか。先ほど私、最初の議題のところ相談会のことをお聞きするのを忘れてしまいましたので、今、主に親族後見人対象という30ページのところと引っかけて、相談会のことについてもご報告等いただきたいと思っておりますけど、これは矢頭委員ご参加いただいているということでもよろしいんですか。

#### ○矢頭副会長

相談会、24ページ以下ですね。すみません。これは本来、司法書士の高野さんが講師になっているところ、実は事前に私にご依頼をいただいて、私がダブルブッキングしたので、高野さんをお願いをしたと。結果的にはコロナでなくなったということですので、少し負い目を持っている事業でございます。ということで関与しておりません。申し訳ありません。

#### ○八杖会長

なるほど。分かりました。実際の相談の様子が26ページ以下にありましたけれど、令和3年度の計画もこれを延長して組み立てていくことになるかと思いますが、親族後見人さんの支援の点について、今日、委員の皆さんから、ほかの自治体こうなっているよとか、何かご意見とかご質問あったらお願いしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

どこの自治体でも親族後見人さんの把握ができないというところが、やはり課題になっていますね。そこで、例えば親族後見人向けのニュースレターをつくるにしても、どうやって届けたいのかとか、相談会をするにしても、どこに広報したいのかというのがなかなか見えてこない

ころが課題としてありますね。

その点は、結局自分たちが関わった親族後見人さん、その方々には継続してアプローチしていこうという、今回ご説明いただいているような内容で進めているところが多いのではないかと思います。ですので、アプローチの方法は間違っていないように思います。引き続き、30ページのところを見るとたくさん書いてありますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

親族後見人の支援のことについて、何かご意見ほかにございせんか。よろしいですか。

そうすると、令和3年度4月、来月からこの取組が始まるわけですが、かなり盛りだくさんな内容となっておりますので、ぜひしっかり成果を出せるよう期待したいと思います。コロナ等でいろいろ大変な状況は続きますけれど、みんなで知恵を出し合えば、きっといろいろなことができると思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

では、議題2、区における成年後見制度利用促進の取り組みについては、以上でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、質疑は以上とさせていただきますが、第3で個別案件ということになります。これ以降は個別案件の審査となりますので、大変申し訳ありませんが、傍聴の方、恐れ入りますが、退室をお願いしたいと思います。本日はありがとうございます。

(傍聴者退室)

#### ○八杖会長

最後に、事務局から令和3年度前半の日程案についてご説明がありますので、よろ

しくお願いします。

#### ○高橋権利擁護推進係長

権利擁護推進係高橋から、次年度前半の日程案についてご報告させていただきます。本日の次第をご覧ください。

次第の2、令和3年度前半の日程(案)について掲載させていただいております。来年度は合計4回の審査会の開催を計画しております。

1回目は6月頃で、現在、日程等先生方のご都合を調整、確認させていただいておりますので、またご相談を改めてさせていただきます。

また、2回目につきましては、9月9日木曜日、記載のとおり、午後2時から区役所本庁舎内の会場で制度審査会を開催したいと考えております。ご都合について、委員の先生方にあらかじめご予約をいただければ助かります。また、不都合などございましたら、こちらからも確認をさせていただきますし、こちらにお申し出いただければと思います。また、9月9日につきましては、制度審査会開始の前に、あだち区民後見人になりたいということで、今3名の方が権利擁護センターでの実務研修に臨んでくださっています。その方々の最終面接もさせていただきますと考えておりますので、1時からご予約をいただければありがたく存じます。よろしく申し上げます。

私からは以上です。

#### ○八杖会長

ありがとうございました。

以上をもちまして本日の議事は全て終了しました。円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

議事録につきましては、事務局が作成し、各委員の先生にお送りしますので、ご確認をお願いしたいと思います。



【 公 開 用 】

今年度は、今日をもって異動される方がたくさんいらっしゃるとお伺いしました。大変御苦勞さまでしたと申し上げるとともに、ありがとうございますと申し上げたいと思います。また、これまでの取組を継続していただくことが非常に重要だと思っておりますので、決して担当が替わるとリセットされることがないように、引継ぎ等を一生懸命お願いしたいと思います。

それでは、引き続き、次年度もお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。本日はありがとうございます。

( 閉 会 )